

2024年度第1回育成料のあり方検討部会 議事要旨

【開催概要】

日 時：2024年5月21日（火）18：00～19：45

会 場：市庁舎 会議室2-2

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 事務局紹介
- 4 議題
 - （1）育成料のあり方について
 - （2）意識調査の項目について
- 5 その他
- 6 閉会

【配付資料】

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料1 | 委員・事務局一覧 |
| 資料2 | 育成料のあり方について |
| 資料3 | 学童保育クラブの育成料（利用料）に関する意識調査（案） |
| 資料4 | 今後のスケジュールについて |
| 参考資料 | 2024年度町田市学童保育クラブ入会要項 |

2024年度第1回育成料のあり方検討部会 委員出席者

町田市子ども・子育て会議 育成料のあり方検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎菅野 幸恵	青山学院大学	出
大久保 麻衣子	町田市立中学校 PTA 連合会	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
小林 祐士	公認会計士小林祐士事務所	出
畠中 勝美	町田市立小学校校長会	出
松井 大輔	町田商工会議所	出
山口 弘美	小山子どもクラブ「さん」	出
渡邊 蔵之介	市民	出

◎部会長

備考：傍聴者（0名）

2024年度第1回育成料のあり方検討部会 事務局出席者

氏名	所属	出欠
大坪 直之	子ども総務課	出
大山 聡	指導課	出
菊地 仁幸	児童青少年課	出
小林 慶美	児童青少年課	出

【議事内容】

1 開会

児童青少年課担当課長： ただいまから 2024 年度第 1 回育成料のあり方検討部会を開催いたします。私は町田市児童青少年課担当課長の小林と申します。議題に入るまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、会議の運営の支援で、株式会社日本能率協会総合研究所が参加しております。本日の会議は、およそ 2 時間を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

〔委員より自己紹介〕

3 事務局紹介

〔事務局より紹介〕

児童青少年課担当課長： 続きましてこの育成料のあり方検討部会の部会長を選任させていただきますと思います。子ども・子育て会議の本部会議で副会長をしていただいております菅野様にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

児童青少年課担当課長： ありがとうございます。では、ここからの進行につきましては菅野部会長にお願いしたいと思います。

菅野部会長： 改めまして、菅野です。部会長を拝命しました。一生懸命務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 議題

（1）育成料のあり方について

菅野部会長： 1 つ目の「育成料のあり方について」、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局より資料説明〕

菅野部会長： 委員の皆さんから質問はありますか。

渡邊委員： 3 ページ目の 5 番、育成料の変遷について、「同一世帯 2 人目以降」が、2018 年度から 3,000 円と 1,500 円に分かれている理由を教えてください。

児童青少年課長： 均等割のみ課税世帯以上所得割額 48,600 円未満の世帯において、2 人目以降 1,500 円になり、所得割額 48,600 円以上の世帯が 3,000 円となります。

小林委員： 同一世帯が 2 人目以降について、資料 2 の 4 ページ図 4 の小金井市では 2 人目以降の育成料も 9,000 円となっているが、町田市として同一世帯の 2 人目以降の減額について、何か配慮があったのでしょうか。

児童青少年課長： 資料 2 の 3 ページに、これまでの育成料の見直しの変遷を表にしたものがあります。1999 年度から、これまでの 3 回の経過が書かれておりますが、全て同一世帯 2 人目以降がそれぞれの半分程度となっています。学童保育に通う方が同時期に 2 人以上いる場合の負担軽減を考慮しての経過と受け止めております。

大久保委員： 低学年の優先的受け入れによって、受け入れられなかった高学年の子は 1 人に入らないのでしょうか。

児童青少年課長： 現状そのようなルールですが、この 4 月 1 日時点では待機児童が高学年も含めて 0 人です。引っ越してくる方や後から入りたい方が入会の対象外になることも可能性としてはありますが、大きな問題としては捉えておりません。

山口委員： 育成料月額 9,000 円はどのように算出されたのでしょうか。

児童青少年課担当課長： 前回の 2016 年までは育成料月額 6,000 円としていたのですが、そのときの見直しの中で、受益者負担のシミュレーションをして、その中で 50% に近づくために出したのが 9,000 円ということになります。

児童青少年課長： 2016 年当時、受益者負担割合 50% というものが市の方針で適正とされつつも、31.0% にとどまっておりました。ただし、いきなり 50% の適正な値に上げてしまうと育成料の負担がかなり急激に増えてしまうので、適切な額を委員の皆様と考え、受益者負担の目標値に近づくようなひとつの答えを出した結果が月額 9,000 円となりました。また、所得の低い方等の負担が増えないように、応能負担という考え方をより細かく入れ、減免の制度を充実させました。

畠中委員： 2022 年度が 43.9% で、50% に持っていきたいということは、市としてはもっと上げたいが、上げると負担になって入れない人も出てくるので、どのようにするかということですね。

児童青少年課長： この 43.9% をどう見るかについて、2018 年以降の経年比較をすると、

年を追うごとに目標の 50%に近づいてきているとも見て取れますので、直ちにここで上げるかは皆様との議論の結果かと思っています。このまま少しずつ 50%に近づく可能性もあり、据え置くのも一つの可能性と思っています。

畠中委員： 例えば4年生になって、一人で留守番できるし、お金も大変だから学童を辞めようという方は潜在的な待機児童と言えらると思います。何を調べたら潜在的待機児童が出てくるのかは分からないが、値上げをする際には配慮が必要だと思います。

児童青少年課長： 前回のアンケートで育成料の負担感について尋ねたときに、6割くらいの方はある程度負担はできるという回答で、負担感のみの理由で入れたいが入れられないというお声は市には届いておりません。ただ、潜在的に待機児童がいる可能性もあります。その中で、町田市としては学童保育だけではなくて、各学校に放課後子ども教室「まちとも」というものをご用意しております。こちらは地域の方に主体となって運営していただいている事業で、17時まで無料で利用できます。ただ、地域の方に無理なくやっていただいております、夏休みがなく、年間で180日程度の運営をしているところが多いです。うまく使い分けることもできる制度になっており、学童だけがすべてということではなく、ご家庭に合わせて選べるようにできればよいと考えております。

菅野部会長： 参考資料の17、18ページに放課後の居場所紹介があります。町田市は、子どもクラブはじめ、子どもの居場所が多い自治体と思っております、うまくまちともを使っているご家庭もあると思うのですが、夏休みがないのが難点ですね。

児童青少年課長： 参考資料の17、18ページを見ていただくと、町田市は大型の児童館が5か所あります。こちらは10時から21時までやっており、中学生や高校生も部活帰りに足を運べます。そのほか、子どもクラブというのが現在7か所あり、子どもが自分の足でどこかの児童館に通えるように9か所に増やしたいと考えております。学校で過ごすのが大事だと考えれば、学童かまちともで、近くの児童館がいいという場合には子どもセンターか、子どもクラブをご用意しております。そのほかひなた村や冒険遊び場というようなところもあり、親目線でも、子ども目線でも何かしらの選択肢は用意しております。

叶内委員： 資料2の3ページの「育成料の現状」の応能負担の世帯区分の表は何かほかで使われている区分なのでしょうか。

児童青少年課長： 育成料の基準として算出をしております。当時9,000円の基本額を決

めた際に、どのように分割するとうまく階層をつくれるかのシミュレーションの中で割当てをしたと聞いております。所得割額は法的なものです、この区分設定自体は独自のものになります。

松井委員： 例えば給食費は、食材費が受益者負担、行政負担は、調理に必要な施設の維持管理費や光熱費、人件費等なので、値上げの基準が分かりやすい。保育費の受益者負担の適正が 50%となると、何をもって 50%なのかの議論は難しい。将来的に行政負担と受益者負担の棲み分けがあると、費用が上がれば育成料を上げざるを得ないとなってわかりやすいと感じます。

児童青少年課長： 今の財政当局の方針の中では一定程度のサービス原価として人件費や物件費、維持補修費が入っており、学童の運営に関わるものが中心となって算出されているという話を聞いています。

渡邊委員： 2 ページ目に、「障がいのある児童は全員受け入れ」とあるが、加配は障がい児何人に対して何人増えるのでしょうか。

児童青少年課担当課長： 障害者手帳を持っている方に 1 人つけております。あとは、実際に現場に行って状況を確認の上、必要がある場合には 1 人つけております。

菅野部会長： 資料 2 の 1 ページ目の、「おやつ代」や「父母会費」は育成料とは別に徴収されていて、学童ごとに差があるのでしょうか。

児童青少年課担当課長： 徴収の仕方もクラブによって差があるようで、保護者会が集めている場合もあれば、クラブの運営側で集めている場合もあると聞いております。

大久保委員： 特別育成料の月額の上限が 2,000 円というのは、4 回までしか利用できないわけではなくて、例えば毎日 19 時までであったとしても 2,000 円なのでしょうか。その見直しは特になのでしょうか。

児童青少年課長： 特別育成料の考え方が始まったのが 2010 年以降の話でまだ大きく見直しの対象になっていなかったと思われます。

菅野部会長： 4 回以上という人も多そうですが、特別育成料も見直しの対象になるのでしょうか、それとも、9,000 円のところだけなのでしょうか。

児童青少年課長： 基本的にこちらが想定していたものは、月額 9,000 円のところになります。

大久保委員： どのくらい延長されている方がおられるのでしょうか。

児童青少年課担当課長： 2016 年の見直しのときに、平均の利用の回数を見た上で 2,000

円と決めたようです。当時そこまで多く使っていなかったようです。

大久保委員： 延長保育の負担のところは、全体の負担割合に影響があるのであれば見直しも必要なのではないかと思います。

児童青少年課長： 市としてご意見を受け止め、現状を改めて整理します。全体として5,000人以上の方が学童を利用されている中で、延長保育の利用者がどのくらいいるのか、上限金額を変更することで全体にどの程度影響するのもかも実態を見た上で検討か思います。次回以降の議論に向けて実態を整理したいと思います。

山口委員： 職員2人で40人を見るのは相当負担がかかるので、育成料を9,000円から上げるのであれば、人員を増やす方向も必要かと思います。

児童青少年課長： 障がい児の加配のみならず、特に気がかりな子や、配慮が必要な子がいる場合には、個別に相談と申請をしていただければその加配の対象にすることもできます。2人以上確実に増えないということではなく、状況によっては増やせる場合もあります。

大久保委員： 障害者手帳を持っていないけれども、加配の対象にしてほしいというのは、保護者からの申請になりますか。

児童青少年課長： 保護者ではなく、学童保育クラブからの申請になります。

大久保委員： 親御さんが認めることは少ないような気がします。例えばけがをさせられてしまう側の親御さんからの申請は難しいと思います。

児童青少年課長： 町田市では巡回アドバイザーという制度を設けております。中央学童クラブが市の直営の施設として、その職員が年に数回、各学童保育クラブを直接現地に行って回る中で、現地の学童保育クラブの職員や実際に保育の状況を見て客観的にアドバイスをすることや、気がかりな子がいる場合に、どうすれば本人にとっても、周りの児童にとっても適切な保育が提供できるかをフォローアップする体制になっております。申請が難しいときには皆さんとの認識を共有しながら、必要なところには加配する運用をしております。

大久保委員： 職員側が申請するということですか。

児童青少年課長： 学童保育クラブから申請する場合でも、保護者からの同意がないまま動くことはありません。毎月何人か申請が上がってきていて、ほかの方から見て満足するようなところまでできているかというところ難しいところですが、ご理解いただきながら配置をするようにするのが巡回アドバイザーの意義のひとつかと思っています。

ます。

当事者同士や保護者間でトラブルになってしまうようなときに、うまく関係性を築きながら話をしています。

菅野部会長： 職員は皆さん 19 時までいるのですか。18 時で帰る人もいるのでしょうか。

児童青少年課長： 19 時まで 2 人いますが、もちろん、18 時までに勤務を終える職員はいます。

松井委員： トラブルは結構起こるものですか。

畠中委員： やはり限られたスペースに子どもが 40 人いるということは、刺激が余計に多く、どうしてもトラブルが多くなってしまうと思います。2 名で見るというのは、1 人がかかりきりになると、落ち着くまでに時間がかかるので、それまで 1 人で見ていなければいけないということになります。

児童青少年課長： 本題から少しずれてしまうのですが補足です。先ほど紹介したまちともについて、学童保育クラブと運営協議会が連携をしていて、学童に通っている方も日中の時間帯にまちともに行くことができるようになっています。

少し外で遊びたい場合には、まちともに行くということもでき、補完しうる体制となっております。市としては、自分に合った居場所を見つけて過ごしてもらのがよいと思っています。

大久保委員： 待機児童はいないとのことですが、逆に定員に対してすごく少ない定員割れのような状況のところはありますか。

児童青少年課担当課長： 今のところ大きく定員割れしているところはないです。

（２）意識調査の項目について

菅野部会長： 続いて、2 つ目の「意識調査の項目について」、事務局からお願いいたします。

〔事務局より資料説明〕

菅野部会長： 2016 年の調査のときよりも設問数を減らしたのはなぜでしょうか。

児童青少年課担当課長： 学童クラブについてどのような場所と考えているかなど育成料のあり方以外のことを聞いている設問を削除しました。また、性別、年齢、住まいなど属性に関する質問は極力なくし、回答しやすいように工夫しました。

菅野部会長： では、意識調査の項目について何かご質問やご意見などありましたら願

いします。

畠中委員： 育成料という言葉自体が一般的でない、役所の用語という感じがします。この資料３－１には「育成料（使用料）」で、資料３－２には「育成料（利用料）」と書いてあります。どちらがいいのか分からないが、「育成料」と書かれている箇所それぞれに「(利用料)」としたほうが伝わりやすくなるのではないのでしょうか。

児童青少年課長： 「利用料」の方が市民の方は分かりやすいでしょうか。

児童青少年課担当課長： 実際アンケート調査の依頼文に説明は入れようと思っています。

畠中委員： 説明よりは、アンケートを読んでいる中で、「育成料（利用料）」とする方が分かりやすいです。

児童青少年課長： 「育成料（利用料）」としたいと思います。

山口委員： ２番の設問４の表の下のところの「表１の区分２～６の育成料を月額 1,000 円程度増額すると、適切とされる負担割合になります。そのうえで、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか」は、意味が伝わりますでしょうか。

大久保委員： 前提の説明を聞いているから分かるが、これだけを見ても意味は分からないと思います。

児童青少年課長： 今までの育成料の経過の部分の資料もつけ、どのようにしたらより分かりやすくなるのかももう一度検討してみたいと思います。

大久保委員： この質問は 1,000 円増額したほうがいいですかという質問と捉えられてしまうと思うのですが、1,000 円増額すると決めたほうがいいということですか。

児童青少年課長： 市としては、1,000 円を増額すべきという選択肢を今のところ用意はしておりません。例えば 1,000 円増額するのが受益者負担としては適正かもしれないけれども、急に 1,000 円上げるのではなくて、500 円上げるというようなことも選択肢の中には含まれると思っており、選択肢はあくまで「育成料の増額を検討すべき」としております。

大久保委員： この「1,000 円程度増額すると、適切とされる負担割合になります」という文言は必要ですか。

児童青少年課長： 基準となる金額がないと、市が言う 50%が分からない中での質問になってしまうと思い、一旦ここでは 1,000 円上げると 50%に近くなりますという表現をしております。

小林委員： 現状を書いていないのでわかりにくいと思います。

大久保委員： 「公費と利用者の負担を 50%ずつにする」というイメージができないので、現在学童保育クラブは全体として例えば 60%を公費で負担しており、その上で利用者の負担金額の増額を検討すべきですかという質問だと分かりやすいです。

畠中委員： 字が多ければ多いほど読みたくなくなると思います。私が答える立場だったら、先ほどの議題 1 の事務局説明で出てきた棒グラフで、国、都、市、受益者の負担の現状と、理想の状態を視覚的に示して、その理想に近づくためには増額が必要ですが、お考えを教えてください、とすると分かりやすいと感じます。

菅野部会長： この表 1 の減免額一覧も、見たい人は見られるようにリンクにしてもよいと思います。

大久保委員： 利用していない方も、おそらく 9,000 円という金額は知っていて、利用していないということだと思います。ただ、学童はいくらなのかという観点だけの人からすると、育成料の負担の割合のほうに着目すると思います。

児童青少年課担当課長： 文章についても検討して、また皆様にメール等でお知らせしたいと思います。

松井委員： そもそも、値段を上げるのに意識調査は必要なのでしょうか。足りないのをお願いしますという文章を出して理解を得ることだと思うのですが、このアンケートの意図があまり読めません。

児童青少年課長： 今回のアンケートは、学童保育クラブを利用している方だけではなく、小学校に通う全ての保護者に送ります。当然学童を使っている方で、現状として高いと思っている方はいると思うのですが、負担割合という全体的な目で見たとときにどのように見えるのか、実際に前回のところのアンケートでは公費負担ときちんと折半にすべきというご意見や今よりも上げなければいけないのではないかというご意見を頂いています。私たちも増額ありきというよりは、一旦フラットな目線で見つつ、その中で現状を踏まえながら育成料を適切に設定したいと考えています。

小林委員： 学童を利用していない保護者の方も対象ということでした。例えば 2 ページ、3 ページの表 1 や表 2 について、利用している人は自分の区分が分かると思うが、使っていない人だと市民税所得割は何を見れば分かるのかとか余計な混乱をしてしまう気がします。利用していない方に配るのであれば、リンクを貼るとか、どの書類を見れば所得割額が分かるという案内があると親切かと思います。また、回答の選択肢を増やすのはよくないかもしれないが、無理やり 3 択にするのか、それとも

「そもそも利用していないから分からない」という回答の選択肢をつくるのか。確かに3択のほうが選びやすいというのはあるけれども、利用していない人からするとどれにしていなのか難しいと思います。

菅野部会長： 「どちらでもいい」という選択肢をいれることもよくありますね。社会調査の悩みどころで、「どちらでもいい」とか「分からない」を入れるとその回答がすごく増えてしまうので、あえて入れないというのが結構あります。

児童青少年課長： 私たちも悩んだところではあるのですが、質問の仕方として「あなたの考えにもっとも近いものはどれですか」という聞き方をしました。

小林委員： 回答しないと先に進まないということですね。最後に送信するときに、ウェブ回答では必須にされるということですね。

大久保委員： 考えにもっとも近いものを選ぶ場合は、「すべき」という言い方が一番適切なのでしょうか。

児童青少年課長： 表現もすごく悩みました。「したほうがいい」なのか、「すべき」なのかで考えて、今回は断定の要素を強めたかったので、「すべき」という表現にしたのですが、「したほうがいい」とすることも可能です。

畠中委員： そもそもこのアンケートを取る目的が、増額をしたいのか、それとも増額するための根拠となる市民の意見が欲しいのか。もしそういう根拠が欲しいのであれば、今は不公平感があるというのを感じてもらわなければいけないアンケートにするべきだし、市は何を目的にしてこのアンケートを取ろうと思っているのでしょうか。

児童青少年課長： まずは育成料のあり方の見直しということで、アンケートで意図的な質問をするというよりは、少しフラットなところを意識しています。ただ、適正というところに近づけるということは市としても大切な考え方だと思います。少なくとも現状維持から上げていくところを少し見据えた中での議論を想定しておりますが、当然ながら減額すべきだという意見もあることは、確実に声として拾う必要があると思います。

松井委員： 適正というところでは、9,000 円払っている人は小金井市と並ぶ高額な中で、市の意図としては減免をされている世帯をもう少し上げたいということですか。

児童青少年課長： 全体としては、50%に上げるためには9,000円を10,000円にすることが重要だと捉えておりますが、10,000 円にしてしまうと多摩 26 市で一番高い自治

体になってしまうので、そこが皆様に受け入れられるかどうかも気がかりです。減免の額を少し下げるということも今回のあり方見直しのひとつのゴールになるということもあるかと思います。

渡邊委員： 1 ページの 1－1 の設問で、1～9 番の選択肢がありますが、ここには「その他」というのは入れないのでしょうか。市から提示された選択肢以外の違う意見があってもよいと思いました。

児童青少年課長： 設問の 7 のところも考えられる想定以外に「その他」というところを設けておりますので、ここの 1－1 についても「その他」を加えたいと思います。

小林委員： このアンケートを取るときに、資料 3－1、3－2 だけが配布されるのですか、それともこのアンケートを取る背景の説明文もつくのですか。

児童青少年課担当課長： こちらのアンケート自体はインターネットで行いますので、その前に簡単な説明文はつけた上で設問に移るイメージをしています。保護者向けのアプリでも、町田市は育成料を見直す目的をお伝えしたうえで、皆さんにアンケートを行いますということで、リンク先が調査項目になるイメージです。

小林委員： 前文の説明のところはここでの議論の対象ではないということですか。

児童青少年課担当課長： 入れてはいないです。

小林委員： 学童保育クラブの育成料等に関する意識調査報告書を見ていて、22 ページの自由記載の育成料そのものの考え方に対する意見ということで、一番下のところに「サービスが変わらないのに育成料だけ上げるのはおかしい」というのが気になりました。例えば人件費とか食材費が上がっていった背景があって育成料の調査を行いますというのだと分かるので、実際サービスにかかる費用が上がっているという背景も入るのかと聞いた次第です。

児童青少年課担当課長： 2016 年に子育て会議の中で育成料の見直しを行い、そのときの提言の中で、社会情勢等の変化を考慮し、3 年～5 年に一度は見直しをしましょうということが決まりました。間にコロナがあったので空いてしまいました。

松井委員： 本検討部会での結果は、資料をまとめて、金額の増減は議会で承認を取るのでしょうか。

児童青少年課長： まずはこの部会で検討して、最終的には子ども・子育て会議を通して諮問への答申をしていただきます。そのうえで育成料に変更がある場合、最終的には条例で位置づけるために議会での承認が必須となります。今回議論を始めること

は、6月の議会でお伝えします。

松井委員： 9,000 円は東京三多摩の中で最も高い中で、減免額も修正していきたいというのがビジョンであるわけですね。

児童青少年課長： 過去の経過、今の負担の状況、他市との比較の3つを精査したうえでアンケートの前文に載せて、調査していきたいと思います。

山口委員： 育成料をこのまま 9,000 円にして、この減免の区分1～6を変えるときに、利用頻度が多い小学生の金額を上げて帳尻を合わせる手法もあるのではないのでしょうか。

児童青少年課長： 利用の頻度によって変えるかについて、一定の定数の枠を確保する以上、固定費がかかってしまうので、利用の頻度によって分けるというのは採用しておりません。

大久保委員： 上限の 9,000 円を変えずに、その減免の制度の部分だけを見直すのはどうでしょうか。

山口委員： 非課税の金額を変えるというのはいかがでしょう。

大久保委員： 働いて納税している人が、同じサービスを受けているのにと、ひとり親や非課税の世帯の人のほうが利用していると不公平感を抱くこともあると思います。

畠中委員： 同じ思いです。

児童青少年課長： 難しい議論にはなると思います。非課税の方に例えば0円ではなくて、例えば 1,000 円を徴収するという考え方もあるとは思いますが。その中では区分2から区分6のほうもある程度の変更を伴う結論の出し方はあるかと思うのですが、コロナの給付が恒常的に続くものなのかというところもあります。

大久保委員： 子ども手当も変わりましたよね。

児童青少年課長： 子ども手当について、金額自体が児童手当で非課税だと上がるというよりは、3子までの年齢の幅が広がっています。恩恵が集中しているという見方もできれば、それだけ苦しい生活の中で、そこを少しでもサポートするということを検討した上での国の判断だとすると、もちろんご意見としては踏まえた上で最終的には決めていきたいと思いますが、上げるというのは難しい判断だと思っております。

大久保委員： 他市との比較の表も入れるのですか。

児童青少年課担当課長： 入れないです。

大久保委員： この他市との比較のところで、結局町田市の9,000円が最高額で、3,000円が最低金額となっていて、町田市の差額が一番大きいです。例えば同じ 3,000 円であっても、あきる野市は一律 3,000 円だから差額はなく、意識調査をするうえではきちんと示した方がよいと思います。

畠中委員： 町田市が子育てに優しい町として、町田市を選んでもらううえで、町田市は最高額の 9,000 円というのがすごくネックになるような気がします。それよりは、例えば 8,000 円の、あとは所得によって半額ずつとしたほうがいい気がします。多分 9,000 円というのはインパクトがあり、町田市は子育てにお金がかかると思われなかと懸念します。

大久保委員： 比較すると差額が全くない市のほうが多い。

松井委員： エビデンスをつくるのにこのアンケートを利用してという、多分そういう意図なのだろうなとは思いますが。

児童青少年課長： 議論を具体的にするために、いくつかシミュレーションをするということもできるかと思います。やり方としては、基準額を上げて、現行のやり方をベースに当て込んでいくというのあれば、畠中委員が言われた基準額ベースの半分ということで、トータルとして少し上がるような、考え方自体を少し見直すのかというところも検討の余地はあると思います。検討部会は、あと3回ありますので、少しシミュレーションの中で考えをまとめながら出していきたいと思います。

渡邊委員： 資料2の1ページの費用のその他のところに、おやつ代、父母会費とあって、このおやつ代はどこも子どもが食べても、食べなくても実費で集めているのか。

児童青少年課担当課長： おやつ代についてはまちまちで、休んで来なかった場合におやつ代を返金しているところもあるようです。

渡邊委員： 学童に委ねているということは、大変な手間になります。過去の調査の自由記載のところに書いてあって、「食べた回数に応じた金額にすべき」と書いてあります。

菅野部会長： 理解してもらうために文字を増やすと読んでもらえなくなるし、簡単にすると説明が足りないみたいな感じになるので、本当にエビデンスとして使えるためにどうするのが悩ましいところだと思います。

児童青少年課長： 前回のアンケートは 2,000 人を無作為抽出させていただいて、今回は全体を対象にして2万人に増えています。そのための工夫としては、なるべく設問

数を減らすということで、前回の17問から、今回は8問にしています。一方で、最低限の前提の情報がないと現状を正しく把握しながら回答することができないという大きな課題を頂きましたので、表なども用いながら最低限の情報を載せたうえでアンケートにご回答いただくようなフォームにしようと思います。あまり多くなつて回答する前に見たくなくなってしまわないよう、前提の情報は設問を正しく理解できるぎりぎりのところまで減らす方向で考えてみたいと思います。

この後のスケジュールは、今日皆さんから頂いた意見を踏まえて検討しつつ、6月7日金曜日まで、ご意見があれば、個別に私どもにお電話やメール等でご連絡いただければと思います。そのうえで一度まとめて、部会長とも相談のうえで、6月27日の子ども・子育て会議の本会で皆様にご提示をして、最小限の修正等をしたうえで7月に発送ということで予定しております。皆様に頂いたご意見を踏まえ、次の資料には、アンケートの中身だけではなくて、アンケートに入る前のページのイメージも入れようと思います。

菅野部会長： 皆様には今日たくさんのご意見を頂きまして、また気づいたことがあれば事務局のほうにお願いします。皆さんのご意見を踏まえた上で、最終の意識調査の項目、本会に出す項目は私のほうで確認をして出したいと思いますので、その件はご一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

菅野部会長： ありがとうございます。

5 その他

菅野部会長： では、最後に「その他」ですが、事務局から何かありますか。

児童青少年課担当課長： 先ほどの意識調査については、インターネットでできるので、出来上がったものは皆様に共有させていただきたいと思います。

次回の開催は、子ども・子育て会議の全体会議が6月27日の木曜日に決まっておりますので、ご出席のほどをお願いいたします。こちらの育成料のあり方検討部会につきましては8月の下旬を予定しておりますので、日程が決まりましたらまたご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

6 閉会

児童青少年課担当課長： それでは、以上をもちまして 2024 年度第 1 回育成料のあり方
検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上